

第2号様式

平成23年度第2回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成23年10月26日(水) 10:00~12:00 法務省大臣官房施設課会議室		
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)		
審議対象期間	平成23年4月1日から平成23年7月31日		
抽出案件	総件数 4件	(備考)	
工事	一般競争		1件
	標準指名競争		1件
	随意契約		1件
業務	随意契約		1件
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	具申又は勧告	回答	
	なし	なし	

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について</p> <p>前年同期に比較して発注件数が少ないようであるが、東日本大震災の影響か。</p>	<p>東日本大震災の影響ではない。</p> <p>前年同期は、平成21年度補正予算で措置された工事のうち、平成21年度内に契約に至らず平成22年度に契約した工事が多く含まれていたため、例年より件数が多かった。</p> <p>今回は平成23年4月から7月までの間に契約をした工事が対象となるところ、この期間はまだ設計を行っている期間であり、工事の発注は少ない。</p>
<p>2 業務の発注状況について</p> <p>随意契約4件のみとのことであるが、例年このような状況か。</p>	<p>これまでは補正予算があったため、件数は多かった。</p> <p>今回は平成23年度当初予算の執行に係る契約が中心となるところ、設計業務等については、工事発注の前年度に実施済み又は前年度から継続して実施しているものがあるため、新たな契約はなく、このような状況となった。</p>
<p>3 応札者が一者であった契約について 特になし</p>	
<p>4 指名停止等の運用状況について</p> <p>暴力団排除の推進に関する合意書に基づく通報により指名排除しているが、根拠は何か。</p>	<p>根拠は、指名停止等の措置要領ではない。今回措置した業者は建築関係建設コンサルタント業務の登録業者であるため、「建築関係建設コンサルタント業務等の発注手続実施細則」が根拠となる。同細則の別紙に指名基準があり、「警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、排除要請があり、契約の相手方として不適当であるとき」は、指名しないこと</p>

<p>排除要請の取消しがあるまでの期間は、通常どの程度か。</p> <p>5 工事発注案件の審議</p> <p>(1) 一般競争入札</p> <p>【函館少年刑務所新入工場新営工事】</p> <p>入札辞退届が提出されているが、一般競争であるにもかかわらず、「指名を受けましたが」と記載されている。入札辞退届の様式は決まっているのか。この辞退届は有効か。提出された際に、注意はできないのか。</p> <p>一時期、一般競争入札では調査基準価格や特別重点調査価格を下回る入札が多かったが、現在はどこの発注機関においても落札率が高くなっている。本件でも5者が入札し、1回目の入札で予定価格に近い金額を入札しているが、どのような理由でそれが可能になっているのか。</p> <p>こういう状況になっていると、予定価格の精度が非常に重要になるため、しっかりやってほしい。</p> <p>(2) 標準指名競争入札</p> <p>【網走刑務所二見ヶ岡農場庁舎B棟ボイラー煙突補修工事】</p> <p>指名業者の選定に際し、完成工事高が少ないとして除外された業者がいるにもかかわらず、経緯はあるにしても文書上は完成工事高が0となっている業者を選定するのはいかがなものか。また、業者選定は、公表資料により説明できるようにすべき</p>	<p>としている。</p> <p>過去事例は1件のみであり、1年弱であった。</p> <p>入札辞退届の様式は、一般競争入札用と指名競争入札用を用意しており、法務省ホームページに掲載している。辞退は有効であると判断している。現地に対して提出書類をしっかりと確認するよう指導済みである。</p> <p>本件工事の内容はシステム建築であるため、工事費の大部分はメーカーの見積書により拮めたのではないかと思われる。</p> <p>承知した。</p> <p>現地に対して指導する。</p>
--	--

である。特に本件では選定業者数を10者から5者に絞り込んでおり、今後は注意すべきである。

指名競争入札に付すに当たり、選定業者を10者から5者にする、地元業者を優先するといった裁量行為は、マニュアルではどのようになっているのか。

マニュアルでは10者指名しなければならないのか。

(3) 随意契約

【福岡刑務所総合管理棟等新営（建築）工事（第4回変更）】

変更契約に当たり、原契約の落札率を乗じない予定価格の設定は可能か。

設計変更があるということは、受注者がリスクを負って契約していることになる。変更契約はなるべく避け、公平な契約となるよう精査して進めてほしい。

6 業務発注案件の審議

(1) 随意契約

【平成21年度川越少年刑務所職員宿舎等設計その2業務（第6回変更）】

原契約の委託料は約58万円であり、第6回変更の委託料は約1185万円の増額ということか。

選定基準では、標準指名競争入札における入札参加者として指名する者は10者とするとなっている。地元業者の選定に関しては、工事の内容、地理的特性又は施工条件を総合的に勘案し、特別な事情があるときは、認められている。

そのとおりである。5者になった段階で、残り5者の追加選定を検討すべきである。現地に対して指導する。

設計変更なので難しい。

追加工事であれば可能であるが、この場合には随意契約ではなく、新たな競争入札ができないか検討する必要がある。

これまでもそのようにしており、今後もそのようにする。

第6回変更の業務内容は、平成21年度に実施した実施設計業務の設計変更図面作成、計画通知手続等を行うものである。実施設計業務受託業者と設計その2業務の受託業者が同一であるため、その2業務

<p>その2業務に追加できる業務は、ルール上どうなっているか。</p> <p>受注者は追加業務を見通せているのか。</p> <p>業務名称と業務内容に乖離がある。ある業務に別業務を追加して発注することは奇異に感じる。</p>	<p>の変更契約としたものである。第6回変更の委託料は、基となる実施設計業務委託料約4596万円の25.8パーセントである。その2業務の原契約の委託料は小額でありながら、第6回変更の委託料は原契約に比べ多額となっている。</p> <p>来年度からは、その2業務の変更契約ではなく、新たな随意契約とする予定である。</p> <p>その2業務の特記仕様書に、変更が生じた場合には、変更について追加業務とする予定があると記載している。</p> <p>発注者側の事情であるため、予想していない。</p> <p>前回委員会においても同様の指摘があった。来年度以降はこのような契約にならないようにする。</p>
--	---